

## 第4回

# 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会 議 事 録

平成28年11月7日（月）

	第4回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	平成28年11月7日(月) 午前10時～午前11時20分	
場所	杉並区役所 分庁舎4階 会議室(A・B)	
出席者	委員	高見澤、小笠原、幸田、正木、松枝、鈴木
	条例第13条による出席者	渡邊正行(警視庁高井戸警察署) 河野俊義(東京消防庁荻窪消防署)
	説明員(区)	土木担当部長 狭あい道路整備担当課長 副参事(特命事項担当) 建築課長 土木管理課長 まちづくり推進課長
傍聴	なし	
配布資料	事前	資料1 答申(たたき台) 資料3 支障物件について
	当日	資料2 沿道説明会の報告について
会議次第	1 開会 2 議事 重点整備路線の選定について 3 その他 ・支障物件について ・次回の協議会について 4 閉会	狭あい道路整備担当課長 進行: 会長 狭あい道路整備担当課長 会長

#### 第4回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備担当課長 それでは、定刻となりましたので、平成 28 年度第4回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の開催をお願いしたいと思います。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の協議会につきましては、〇〇委員より、欠席のご連絡をいただいているところでございます。したがって、本協議会7名の委員のうち6名が出席となっておりますので、本日の協議会につきましては有効に成立している状況でございます。

また前回、条例第13条による委員以外の出席ということで、承諾いただきました、高井戸警察署交通課長 渡邊様、それから、荻窪消防署警防課長 河野様にもご出席をいただいているところでございます。

それでは、協議会の開会につきまして、会長よろしくお願いいたします。

会 長 いつもお忙しいところ、ありがとうございます。

ただいまから平成 28 年度第4回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会いたします。

傍聴についてはいかがでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 本日、傍聴はございません。

議事録への署名の方のご指名をお願いしたいのですが、順番でいくと〇〇委員となります。

会 長 はい、では〇〇委員、よろしくお願ひします。

委 員 はい、結構でございます。

会 長 それでは、議事に入りたいと思いますけれども、今日は重点整備路線の選定基準、これはもう3回にわたってご説明いただいているものの確認と、重点整備路線の指定ということで、前回からの継続ですけれども、ご意見をいただきたいと思っております。事前に事務局から答申のたたき台をお送りいただいたわけでありまして。

それから、沿道の方々に意見を少し聴取したらどうかという提案を我々からいたしました、その結果も後ほど説明をいただきたいと思ひます。

今後の進め方ですが、今日の議論を踏まえて答申のたたき台を案まで高めて、そしてそれを委員の皆様へメールでお送りして、さらにあればご意見を賜ると。そして、最終的な答申といたしますが、委員の皆さん、このような方向でよろ

しゅうございますね。

区議会のほうへの報告等々の日程も思ったより立て込んでいるようでございまして、今日、一応のまとめの方向を打ち出せたらと思いますので、そんな進め方でよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

会 長 ありがとうございます。

では、事務局から具体的なご説明をお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 それでは、私のほうから若干ご説明をさせていただきたいと思います。

まず今、会長からお話がありました、答申についての今後の区の手続を含めた予定でございます。

本日ご議論いただいた後に、答申案につきまして、会長に確認していただいて、今週中に皆さんにメール等で送らせていただきます。その内容につきまして、それぞれご確認いただいて、本協議会の答申という形でまとめるような形とさせていただきたいと思います。

区といたしましては、その答申を受けまして、重点整備路線の指定につきまして区として意思決定をした後に、告示を行います。

その後、11月17日から開催の予定となっております区議会に重点整備路線について、報告をしていきます。

時間が短い中で大変申しわけありませんけれども、その点、ご協力のほどお願いいたします。

会 長 よろしいでしょうか。

庁内手続をやった後、17日からの区議会で、これは、一般報告みたいところで、委員会ですか。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。都市環境委員会というのがございますので、そちらで報告いたします。

会 長 はい。ということで、エンドが押さえられていますけれども、かなりの議論はもう既にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料の確認以下、説明をお願いしたいと思います。

狭あい道路整備担当課長 では、お配りした資料の確認からさせていただきたいと思います。

まず、A4、1枚の次第。それから資料1としまして、答申のたたき台です。資料2としまして「沿道説明会の報告について」ということで、A4、1枚です。それから資料3としまして「支障物件について」ということで、こちら議

事ではございませんけれども、後ほど追加として説明をさせていただきたいと思っております。

それと、前回の協議会議事録をお配りしているかと思えます。

資料についてはよろしいでしょうか。

会 長 　　　　では、議事が、重点整備路線の選定、まさにこれについて、ご説明をお願いします。

狭あい道路整備担当課長 　それでは、資料を説明させていただきたいと思えます。

資料につきましては、資料1、資料2を用いて、ご説明いたします。

資料1、答申のたたき台です。事前にお送りいたしました、こちらにつきましては、基本的な部分についてはこれまでご議論いただいたところと、区からご説明をさせていただいたところを盛り込んだものとなっております。

1ページ目「答申にあたって」ということで、こちらにつきましては、今のところは項目のみ記載しているところでございます。このような項目について、もう少しボリュームを出して記述していくというような形で考えているところでございます。

続いてページをめくっていただいて、2ページ目になります。ここからが、答申の本文になるような形です。

まず、「重点整備路線の選定基準」ということで、こちらにつきましては6項目、基本的にこれまでご説明させていただいたものになってございます。

その中で「理由」につきましては、今まで1行程度のものでしたが、先ほどお話ししたようにこれまでのご説明、それから、委員の方々からのご意見を踏まえまして、もう少しボリュームを出したような形になってございます。

内容の詳細につきましては、説明は省略させていただきます。

続いて、4ページをご覧ください。「重点整備路線の選定」ということで、実際路線ごとに重点整備路線とするか、可否などを判断していただくというような形にしてございます。「理由」につきましては、選定基準、それからこれまでの説明、ご意見といったところを付加しているところでございます。

まず、重点整備路線候補①については、阿佐谷南の路線になります。「路線の概要」につきましては、記載のとおりになります。「理由」としましては、選定基準の1、それから選定基準の5ということで、基準については2つ。その他としまして、現況の幅員の最小が2.83メートルということで、ほかと比べて特に狭いということ。なおかつ、延長も長いというところで、理由とし

て挙げているところでございます。

候補②でございます。「路線の概要」については、記載のとおりです。「理由」としましては、選定基準1、3、5、6を挙げているところです。5ページを見ていただいて、幅員について、2.7から3.4メートルと狭い道路ということを挙げています。建築基準法第44条に違反した建築物が、連なっている場所となっております。本路線は、建築基準法による建築物または工作物の違反状態の是正が課題となっていると。違反建築物の課題解決への道筋が不明確であると。違反建築物について、条例の主旨には安全に関わる課題として合致している。狭い道路幅員を背景に違反建築の是正を進めるリーディングケースであると。狭い道路の拡幅事業との関係性においては、問題の種類が違ふと。他の路線との関係から、効果の発現までの時間も検討要素である。というようなことで、これまでご議論いただいたところにつきまして、記載をさせていただいているところです。

続いて、候補③でございます。阿佐谷北の路線でございます。「路線の概要」については、記載のとおりです。「理由」としましては、選定基準1と3と5、その他としまして、最小幅員が2.27メートルというところで、狭いということを挙げております。

最後になりますが、候補④としまして、久我山になります。「路線の概要」につきましては、記載のとおりです。「理由」としましては、選定基準2、それから、次のページをご覧ください3、4、5、6ということで、これまでの説明に加え、議論の内容などを含めまして、基準については増加しているところです。その他の理由としましては、同地区では都市計画法に基づく地区計画の策定を目指しているということ。それと「まちづくり計画」に関する意見交換会、それからオープンハウスでは、地域の住民から狭い道路の拡幅の促進について、要望が出ているというところでございます。それから、本路線につきましては、南北から狭い道路が接続しているという状況にもあります。

最後に「おわりに」でございますけれども、こちらについては、これまでの内容を総括した形で記入をするというようなことで、考えているところでございます。

それから、資料1、資料2といたしまして、それぞれの路線の位置を示したものの。これは、今までお配りした資料と同じものですが、現況の幅員等を含めまして記載をしているものとなっております。

資料1については以上になります。

続きまして資料2「沿道説明会の報告」です。10月下旬に3カ所、候補の①と③と④につきまして、住民説明会ということで、それぞれの候補路線に面しているお宅につきまして戸別にポスティングをしまして、それぞれの日程で開催をしたというところでございます。

候補②につきましては、土地所有者が区外、遠方に住んでいる方が多い状況でございましたので、候補②の説明会については、開催をしていないという状況でございます。

それでは、候補①です。阿佐谷南の路線になります。こちらについては、10月24日の夜に行ったところです。出席者は9名。主な意見としましては、重点整備路線になって具体的に何がどう変わるのかというご意見。それから、電柱についてどう考えているのかというご意見。それから、この①の路線につきましては、特に延長が長いところではございますけれども、延長が長いところではなくて、短い路線からやったほうが効果が発生しやすいのではないかとご意見がございました。

続いて、③の路線でございます。こちらにつきましては、10月26日の同じく夜間、7名の出席者がございました。主な意見としましては、自主整備の扱いはなくなるのかというご意見。それから、条例改正前後で、セットバックという観点から何か変わるところがあるのかというご意見。それと、重点整備路線自体の整備期間としては、どのくらいの期間を考えているのかというお話。それから、通行に関して、一方通行の路線であるけれども、それが変わるのかというお話と、①と同じように電柱の取り扱い。

それから、桜の木ですね。現地視察の際、ご覧いただいた桜の木について、切らなくてはいけないのかというご意見と、その意見を聞いた別の出席者の方からは、その木はぜひ残してほしいというお話があったという状況です。

続いて④、久我山の路線です。10月28日の夜間、こちらについては8名の出席者がいました。主なご意見としては、今回東西の道を候補として考えているのですけれども、それよりも南北のほうが狭くて、なかなか緊急用車両が入れないというところがあるので、そういった路線を優先すべきではないかというご意見がございました。それと、ちゃんと下がっていない場所が散見されると。そういうところは、ちゃんとやっている人と比べて、不公平が出るのではないかというご意見。それと、現在抜け道として使われているところが多いの

で、拡幅されることによって、より通過交通が増えてしまうのではないかというお話。それと、当日の出席ではないのですが、こちらでポスティングした開催通知をご覧になって電話があったご意見としまして、交通規制が現在こちらの路線、時間帯によって規制がかかっているのですけれども、その辺の取り締まりの強化をしっかりとしてほしいというお話があったという状況です。

資料の説明につきましては、以上になります。

会 長

ありがとうございました。

では、重点整備路線の指定に対する答申というのが、今日の本題でございますけれども、ちょっと逆転しますけれども、今の沿道説明会のことでご質疑というか、まず意見交換しておいて、それで4路線についてのほうでも、特に桜の木を残すかどうかというあたりも、住民の声もあったわけですがけれども、もしそういう方向で議論がまとまれば、答申にも何らかの形で入れなければいけないであろうし。

ただ、そういう意見があったからそうだと書くわけにもいかないでしょうから、何か根拠が。我々というか、条例の中に、そういう特例的な措置をしても良いというようなことの何か書き込みがあったような気もするのですけれども、その辺も含めて後ほどまた議論いただきたい。

それから、抜け道になっているとか、ますます車が入るだろうという、そういう危惧は予想されるご意見としてあるわけで、この辺はまた後の審議でもいいですが、交通側として警察、あるいは消防側として、こういうことへどういう具合にみていったらいいのかということも関係するかなと思いますけれども。

候補②は、結局、地権者さんに周知するには到底時間が足りないだろうということで、省略したということです。

さて、これらについて、何かご質疑ございましょうか。

強い反対があったとか、特にそういうことはいかがでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。ご意見としてこっちのほうがいいのではないかというお話はありましたけれども、この路線をやることには絶対に反対だというご意見はありませんでした。

会 長

電柱を話題にしている方がいらして、重点整備の場合は極力その電柱も端っこに下げると、そういうことを交渉する、まあ費用の問題は別として、そういうことですね。



狭あい道路整備担当課長 電柱につきましては、事業者であるNTT、それから東京電力のほうに移設の依頼をしているところですが、特に重点整備路線になりましたらば、その辺についてはこの事業の趣旨を踏まえながら、より強力に依頼をしていくというような形になると思います。

委員 この桜の木の話ですけれども、切るのではなくて、どこか別のところに移植するというような意見は出たのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 移植というご意見はなかったです。ただ、あの木を移植するのは難しいと思います。若い木ではないので、なかなか厳しいと思います。

会長 後退すべき部分にあの桜の木は当たっていて、あそこは公道ですか。

狭あい道路整備担当課長 公道です。

会長 公道だけれども、桜が植わっているのは私有部分の宅地の中と。道路部分だけれども。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。後退用地の部分になりますので、私有地になります。

会長 塀等は、たしか後退してらしたのですよね。桜だけが突出して、それが公道に面した私有地、宅地の中にあると。本来ならば切るなり、使用承諾でもって、4メートルに広がっておるべき部分の中に、桜があるということですね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。いずれにしろ後退用地の中にありますので、本来であれば、道路として舗装されているべきところという扱いにはなりません。

会長 あと、交通量が増えるというあたり、これは荻窪でも高井戸でも同じことだと思いますけれども、一方通行で対処するというようなことは、基本的には多いわけですか。

高井戸警察署 住民の合意形成があればですけれども。

会長 一方通行は全員が賛成して、ということですね。基本的にはね。

高井戸警察署 不利益をこうむる人もいますので、合意をとっていただければ検討いたします。

会長 朝夕の時間帯、小学校の通学時間帯に、もし通学路みたいに指定されていれば、そのときにストップかけるとか。

高井戸警察署 既存の規制があればいいのですけれども、それをまた時間を変えたりだとか、そういうことになるならば、もちろん住民の合意形成というのが基本です。その間入れなくなるわけですから。

会長 そうですね。一方的に決めるわけにはいかない。どうぞ。

委員 それは、一方通行というのは、通常の場合の話ですよ。緊急車両の場合にはいいわけですよ。

高井戸警察署 もちろんそうですね。

委員 今の桜のところというのは真ん中あたりですから、両側から入って来て、そういう防災という観点からは、消防車両は対応が可能だということは言えるのではないかと。

高井戸警察署 そうです。今までどおりだと思います。

委員 だから、通常の場合の一方通行のところでも、緊急車両は逆走できますので。

会長 そういうことですね。

どうぞ。

委員 この木は何か保護樹木とか、そういう指定にはなっていないのですよね。

狭あい道路整備担当課長 なっていないです。

会長 後でのことですが、保存というのがあり得てよかろうというご意見が多いとしたら、どういう根拠でもってということは、多少気にしなければいけないかもしれません。保護樹木等というのは、これはもう見るからに区民の財産の1つだという言い方で、異論ないでしょうけれども。

住民自身が保護樹木に申請して、というような仕組みもきっとあるのではうね。緑地のほうで。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。保護樹木については、住民の方からの申請に基づいて指定するような形になりますので、申請があつて現地を確認して、というような段取りを踏んで行います。

会長 それにはやっぱり数カ月かかるわけですよ。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。ただ、後退用地にある木を保護樹木としていいかどうかというところは、また別ではあると思います。

会長 そうですね。その辺、もし残すのが妥当であるという、書き方をどうするのか。あんまり仰々しい位置づけにしまうと、次のときも、常に何かそういうことを求められるのも、また大変ですし。

ちょっと答申のほうにも踏み込みましたけれども、それでは、答申の2ページの2から3にかけての重点整備路線の選定基準は、今までのご議論やご質疑を含めて、少し丁寧に書いていただいたということですので、こういう（1）から（6）までの記述でよろしゅうございますか。

副参事 第3回協議会に、その後の議論も加えて、例えば重点整備路線選定基準の2

番目、やっぱり条例の趣旨からしても、防災というものをきちんと出すべきだろうというお話もございましたので、「防災まちづくりを取り組みの一つとした」という、これを加えているように直している部分がございます。

それから、5番。以前は「他の道路と適切な間隔で配置された通り抜け道路」という言い方していたのですが、通り抜け道路が何かというのがありますので、「両端が4m以上の公道に接続」していると。それで「他の道路と適切な間隔」という形に、議論を踏まえて直させていただいている部分がございます。

会 長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

委 員 やはり明確に、できるだけ基準というのを設定して、住民の方がなるほどと思われる基準のほうがいいと思うので、より明確になったのでいいのではないかなと思います。

会 長 では、この選定基準、まだ言葉が補われることになるとは、若干あると思いますけれども、おおむねこういうことでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

会 長 ありがとうございます。

そうしたら、いよいよ4ページ以降の本題でございますけれども、4つの路線について、どうしましょうか。一応1つずつ上から見て、議論していくというのが良いでしょうかね。

候補①についてはいかがでしょうか。例の阿佐谷のところで、割と立派な花壇をアパートの脇につくってらっしゃる地権者さんがいたのが、多少気になるというか。

副参事 拡がる前には、やはりその話はきちんとさせていただくということになる、していくという形になります。

会 長 随分熱を入れて管理なさっているような様子だったので、多少それが気になりますけれども。

いかがでしょうか。①路線ですけれども。

たたき台から案に高めるときには、例えば理由に、最後にもう1つ項目で「以上のようなことからして、重点整備路線としての効果が期待できる。」とといったような記述がはいる、と。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。可否などということ、どうするかというところの判断を、

最後のほうに加えます。

会 長            ということを、もし今日、基本はこの路線でいだろうとなったら、それを最後に書き込んでいただいて、皆さんにもう1回見ていただくと。でないと言いつ放しになってしまって、評価だけしかないということになってしまう。

副参事            答申という意味では「選定するのにふさわしい」とか「選定する」とかいうことを答申していただくという形に、1路線ごとにさせていたいただきたいと考えます。

会 長            1路線ごとに。そういう方向でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会 長            では、①路線はおおむねそんな方向で、妥当であるということによろしゅうございますかね。

さて、②が前回以来いろいろ議論があったわけですがけれども、では、お願いいたします。

委 員            候補②なのですけれども、今日、朝見てきたのですけれども。

会 長            現場を。

委 員            はい。この前の話では、そのとき〇〇委員がご発言されて、副参事がリーディングケースにしたい、この地域だけではなくて、やはり波及効果をしていくということが伝わってくると。やはり杉並区の姿勢を応援したいというご発言があって、私もそのときは、発言しなかったのですがけれども、同意見でございます。

それで今朝見てきましたけれども、この話は、先ほどのこの「理由」のところでは、工作物の違反状態の是正というのが課題であるということで、先ほどの警察の方の発言もあるのですがけれども、支障物件というののもかなりあるということなのです。

これ今日、朝見てきたものですけれども、前に現地調査した時には、中杉通り側から入る所はここに移動可能な車止めがあっただけなのですけれども、ここに大きな、道路にはみ出した、物販のための展示ケースが置いてあるのですよ。これが全くびくともしません。これがずっと置いてあります。

それからあと、もちろん反対側のここの飲食店の前にも、夜もっとはみ出すと思うのですがけれども、ネオンのような看板。これもかなり重いです。

そして最後、この店舗の人に聞きました。「全くびくともしません。動きませんね」と言ったら、「動かない」と言っています。それでちょっと撮れな

かったのですけれども、この横を、かなり小さ目のバンがもうぎりぎり通るとい  
う状況です。

したがって、支障物件はかなりあるという状況にありますので、これ違法状  
態ですよというのはちょっと申しあげましたけれども、ここはぜひ選定すべき  
だと思っております。今日 30 分から 40 分いましたけれども、全く動きません。

会 長 交通量、人通りはどうですか。

委 員 交通量はすごいです。人も自転車もいっぱい通っています。

ここはちょっと、なかなか撮りにくかったのですけれども、自転車がもう何  
台も通っているのですよ。人がこんなふういっぱい通っています。自転車が、  
杉並区役所の方は御存じだと思うのですけれども、すごい量で通っていて、し  
かも車も通っていると。車が通れないぐらいの支障物件になっているというこ  
とだけ、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。結論的には、いろいろこういう課題はあるけれども、  
取り上げておいたら良いだろうというご意見ですね。

委 員 ぜひ選定すべきだと思います。

会 長 ほかの委員からも、どうぞご意見をお願いします。

委 員 私から、前回この部分は、候補①から④の中ではちょっと特異な場所なの  
で、慎重に審議すべきであるという意見申しあげたのですけれども、「防災都  
市づくり推進計画」の中の整備地域内に入っているということですから、基本  
的には整備しなければいけないのだと思っておりますけれども、果たしてどれだ  
けの効果が上がるのかということもありますので、十分に検討した上で、どう  
するか決めていただきたいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。

どうぞ、その他にも。

委 員 前回も私、このところについては、かなり疑義を感じるという議論をした  
つもりでいるのですけれども、一番肝心なところというのが何かというと、今  
回のこの重点整備路線というのは、条例による約束が充足されていないところ  
を何とかしていこうというレベルの課題なわけですけれども、ここの根本は  
やっぱり建築基準法違反の状態が放置されていることについて、その是正が、  
そもそも狭あい道路の解消のために必要だという、その建築基準法違反のと  
ころの重さのほう heavier ではないかということ、前回、私は申しあげたつ  
もりだったので、この辺の軽重をどう問うのかというあたりが、この路線をどう

扱うかの一番基本にあるのではないかと。片一方は法違反、片一方は条例違反というレベルで考えても、やっぱり法違反のところの解決について、ここは逆に、違反建築の是正を進めるリーディングケースということで、これはすごく魅力的な言葉だと私は思うのですが、狭あい道路のほうを手がかりとして、建築基準法違反に手をつけるというその取り組み方がどうしても気にかかって、前回あのような議論を私、申し上げたのですけれどもね。

委員

その点については、違反建築の是正を進めるリーディングケースというのは、1つのこの支障物件の解決も該当するので、それとあわせて話をしていくということに過ぎない話であって、あと1つは、それぞれの部局の所管がまたがる場所だと思うのです。よく言われますように、地方公共団体の場合には、やはり総合行政、国と違って縦割り行政ではございませんので、そういういろいろな手段を使いながら行っていくというのは至極普通のことなのですね。国の場合には、ご承知のように内閣法で、所管管理原則で、各大臣が責任を持ってやりますけれども、地方公共団体は、地方自治法に基づいて首長がいろいろな手段を使いながら解決していくわけです。

ここの箇所は、先ほど言いましたように、今、支障物件がかなりあるわけですよ。私も今日、朝40分ぐらいいましたけれども。それをやはり解決するということは、全く条例に合致している話です。建築基準法のためにやるということではなくて、あくまで条例に基づいてやるのだけれども、それを違反建築物にも結びつけていくと。これは、首長が行う行政としては全く問題ないというか、むしろそうあるべきだと言われている。私も地方自治を専門にしていますが、今、〇〇委員おっしゃるように、リーディングケースというか、そちらの解決もあわせて図っていく必要があるというような表現にすれば、何も問題はないと考えております。

委員

問題ないというよりは、委員がおっしゃったように、総合的な対応として、この条例違反の部分を手がかりとして、総合的に利用しようという、そういう意味で魅力的な言葉と申し上げたのです。

委員

リーディングケースという言葉を少し表現を変えるということは、今、委員のお話を聞いていて思いましたけれども。だから選定から外すということにはならないし、むしろ今おっしゃるように、地方公共団体としての姿勢が問われるかなと思いますので、今おっしゃったことをお聞きして、確かにその辺の表現は少し修正する必要があるかなと思います。

会 長  
委 員

いかがでしょうか。ほかにもご意見あれば。

私も、もともとやはり建築基準法違反の話なので、そちらが是正できるのがいい方法かなとは思うのですが、今のように効果の高さという点と、やはり危険を早急に除去するというのが、結局一番重要なのは住民の方の生命を守るということだと思うので、その目標を達するために早急な方法がとれるのであれば、とれるものは全てとっていくというのが重要なのだろうと思います。

ただ、ほかの路線と比べて、対象となる方が多分、住んでおられる住民というよりは事業者さんがほとんどになってくると思うので、その対応の仕方とか、あと、路線の決定した後に効果発動するまでの時間の経過というか、そういったものについて着目するところを少し変えてというか、効果が出るまでの期間というものについては、やはりある程度時間を区切ってではないですけども、考えて、ほかの路線もやっぱり手をつけていって、より多くの人の命を守るためにできることというか、そういうものを考えていく必要あるのかなとは思いますが、路線自体を選定することについて、特に異存はございません。

あとは、この理由の書き方としてわかりにくいので、こういうことを判定するに当たって考えた、プラスの意見とマイナスの意見というのがここに書かれているのかなと思うので、それをわかりやすく書いていただいたほうが。

例えば幅員の話とか、前に書いてあるのに幅員を書く必要はないと思いますし、書き方工夫していただいたほうが。ここの部分だけほかと書き方が違うので、わかりにくいというか。答申の記載の仕方ですけども、それがちょっと気になったところです。

委 員

多分、今のお話ですと、効果が上がるかどうか前回も議論があつて、それは支障物件の話だったので、違反建築物のほうは一緒にやって、その効果を上げていくというのは時間が少しかかるかもしれないけれども、やはり取り組むべきだということなのですが、支障物件が結構あるので、これはすぐに効果の出る部分だろうと思います。今日の朝ですと、もう3つぐらいはあつたのです。それは、かなりな時間置いているという話でございましたので、やはりそこは効果が上がるころだとは思っております。

委 員

家の前の植え込みをどかす、どかさないという話になってくると、多分もう少し感情論というか出てくるので、時間がちょっとかかるのかなと思いますよね。

委員 逆にそっちのほうが、むしろかかるのですよね。

委員 そうなのですよね。こちらは事業者がほとんどですね。

委員 こちらのほうは、おっしゃるように事業者ですから。住民ではなくて事業者なので、そこはもうちゃんとどけてくださいよと。しかも、違法建築物ということであれば、効果自身はもう、むしろほかの路線よりも上がる路線ではないかと思えます。

委員 そうですね。それをなるべく早急に上げさせて、支障物件を撤去させるという意味での路線は、ほかにも多分同じようなことやっている路線はいっぱいあると思うので、そっちにどンドン着手したほうがいいのではないかなという気がします。

委員 そうですね。

会長 ありがとうございます。

主なご意見は出していただけたと思いますし、他の路線をさらにというお話は、多分後書きのところで我々の意思を、まあどンドンやれとあんまり一方的に言っても始まらないから、少し区の見解も今後伺いながら、後書きでも書けることがあると思います。

このところ、今までのご議論でいいますと、我々も前回、いろいろな立場で意見申し上げたし、区のご担当のほうの中にも、ある種の頑張ろうというのと、ためらいとが両方あるから、この丸が行ったり来たりしている面があるので、これは整理して十分できると思います。

それで、現に支障物件があって、それは交渉事の中で事業者さん、地権者さんに取り除いてもらうことだけでも随分効果があって、それは条例としてやっぱり範囲にあることで指定すべきであると。

その上で、違反状態の建築物本体のことについては、今ご議論があったように、建築行政との複合的な進め方をしなければ、法律と条例との合わせがけ的に、これは行政としての覚悟を持ってやらなければいけないという、どうも2段階がありそうで、2段階目がずっと先の話だから、1段階目も含めて指定しないというのは、いささかおかしいのではないかと。せめて1段階目だけでもしっかり頑張って、2段階目につなげてもらったほうがいいのではないかと。いうふうな整理ができれば、そうしたいわけでありまして、さらに付言すれば、前回申し上げたのですけれども、看板とともに7センチか10センチぐらい、土台的にちょっと道路に沿って上がってしまっている部分が、もしかすると壁



面線より道路側に、後に自分たちで舗装して、自分たちの領域みたいに、テリトリーみたいにしている、壁面線自体はそれより引っ込んでいるとすれば、あそこの 10 センチぐらい上がっている部分を道路状に区の整備をして、回復するのだという、これは支障物件の範囲でいけるのではないかなと、調べていただかなければわからないけれども、という気もちょっとしたのですね。上のほうの看板類なんかも、車の交通にとっては、看板も大きな問題ですし。

どうでしょうか。何かそういう 2 段階的な書き方を、今すぐ頭に浮かばないですけれども、事務局で考えていただいて、その上で、つまり後半のほうで、少し難しい議論だけれども、法と条例も含めたそういう意見を合わせて、答申しますというような雰囲気のものにできれば、それはそれで良いような気はするのですけれども、いかがでしょうか。

当面、支障物件としてのやり方は、これは十分あり得ますよね。ただ、いきなり建物そのものも「あなたは違反しているのだから、この際」と切り出すことにおいては、なかなか庁内での合意とか、よほどの覚悟をちゃんと庁内で決めた上で。

それと建物自体が、具体的に建て替える可能性もあるわけですよ。

副参事

新しい建物ではないですから。建て替えたところも現にあるわけですから、それはあります。

1 点だけ、支障物件のお話のところ、条例の組み立て上困ってしまうのが、後退用地に支障物件の設置を禁止しているのですね。後退用地かどうかという部分は、もともとの道路が一間半、2 メートル 70 ぐらいありますので、その道路の中にまさに置かれている場合。区道の場合は道路法違反でいきますけれども、私道なので難しい部分があります。

委 員

ここは後退用地でしょう。

副参事

後退用地だとは、調べてみないとわからない部分がありまして、そういうところに課題があるということがあります。

会 長

それを確認する作業が当然必要になるということですね。

委 員

それを確認していただいたらいいと思いますね。これは間違いなく、壁のところからはみ出ているので、これは完全に後退用地ですよ。

どうぞご覧ください。

会 長

当時の確認申請図面なんていうのはありますか。

建築課長

ございません。

会 長 東京都が確認検査を行っていた頃でしょうか。

建築課長 と思いますね。概要書の制度も昭和 46 年ぐらいからできたのです。ですから、それ以前の状態というのは、ちょっとわからないですね。

会 長 区に確認行政に移ったのはいつでしたっけ。44 年。

建築課長 そうですね。やはり昭和 40 年代だと思いますけれども。

会 長 そうですか。区長公選が 49 年とか、まだそんな時代でしたものね。みんな東京都がやられていたわけで。

そのあたり、探らなければいけない部分もあるとは思いますが、それは相手方の権利の問題だから、ちゃんと調べてから行かないといけませんね。

どうでしょうか。条例で、今すぐこういうことで、こうすべきが妥当である。そして、さらに法に対する対応をしていくというような、2 段構えの答申をもって可とするという方向でいかがでしょうか。いきなり明日から建築行政と一緒にやるというのも、なかなか難しい面がありましようし。

では、そんな方向で検討していただいて。

委 員 さっき〇〇委員がご指摘になった「理由」のところの説明がちょっと言い切りになっていて、その先どういうふうに言うかというので、ニュアンスが大分変わってしまうような要素があるので。特に気になったのは、「違反建築物の問題解決への道筋が不明」という表現で、「不明」というあたりが、どういうふうにその先言うかによって、大分ニュアンス変わってきてしまうような気がします。

委 員 さっきの委員おっしゃった、リーディングケースという言葉の使い方もね。

委 員 今まで出た意見を書いているのだと思うのですけれども。だから、会長おっしゃるような形で、少し整理していただいたらいいのではないですか。

委 員 そうですね。

会 長 4 ページのほうの出だしはいいとして、5 ページのほうは少し整理していただいて、これにこだわらずに。

副参事 ちょっとご意見を箇条書き状にさせていただいたので。例えばリーディングケースという言葉は。

委 員 これは理由には、このままはならないと思いますね。

副参事 実際の審議は、リーディングケースという考え方には一定の理解ができるというお考えだったと思います。

会 長 では、リーディングケースというようなことで、あまり振りかぶることもや

めたほうがよろしいということですね。

委員  
会長

わかりました。

では、これ整理していただいて。多分、皆さんに案としてお送りするご意見で特にいただきたいのは、この部分が一番大きいと思いますね。

では、③の阿佐谷北の路線については、先ほど来の議論で、理由と、それと例の桜の問題をどういう具合に付記するかというあたり、ご意見いただけたらと思いますけれども。桜に一言も触れないと、答申としては条例どおり原則的に進めると、そう読み取られてしまうわけですよ。ですから、桜が残ることがあっても良いのではないかと地元の方も言っておるし、我々もそんな考えになっているならば、どういう書き方があるかということですね。

また、交通消防行政からしても、確かになればそれだけスムーズではあるけれども、あったからといってもものすごい支障になるわけではないと、先ほど来のご意見かと思しますので。

どう書きましょうか。この理由そのものも含めて、ご意見いただけたら。

理由で「以上のようなことからして、選定が妥当である」と書いておいて、それになお書きでもするのですかね。

委員

どういう書き方ができますかね。何となく、道路の用地の中に電柱があるのが容認されているわけですよ、4メートルの道路の中に。電柱そのものは存在理由があるわけですから。

だからそういう意味で、みんなが大事にしている木をいきなり切れよというのではなくて、例えば、その木が存続している間は、これは違反なのだけれども容認をするよというような扱いで、何かそんなに長生きする木でもなさそうだし、というふうな気持ちも込めて、何か置いておけるような。つまり、敷地として囲われてしまっているのではなくて、もう最小限、幹の根本のところだけは道路にならないけれども、その前後は一応道路状に整備をされるということ的前提にして、その木が存続している限りは、これは片目つぶっておこうねというような書き方ができれば、助ける筋道が書けるのかなという気もしないでもないですけれども。

会長  
委員

あんまり大ごとにせずね。

はい。ですから、それを一般論として、そういうふうなものがあれば、支障物件であっても残してもいいのだよというふうにとられないような書き方をしておかないとまずいような気はするのですけれども。時間を少し猶予している

という状態が何かできれば、今の地域の人たちが「その木大事だよな」と思っているのをみすみす切っていくよというのではなくて、ちょっと「時間的猶予を置きますよ」というような表現がとれれば、助ける道はあるのかな。

会 長 やっぱりなお書きですね。最後のところでね。一応「妥当である」と書いた後、なお、と続ける。

委 員 支障物件ではあるけれども、ご近所の方々が支持をしている桜なので。

会 長 当面は伐採しないでも。

委 員 はい。なるべく猶予をしてあげると。

会 長 存置しておいて良い。

委 員 いずれやっぱり支障物件ですよ。そのスタンスは消せないと思うのですけれどもね。

委 員 条例上は、何かそういうところは配慮できるという規定はないのですか。

狭あい道路整備担当課長 条例上、後ほどまた説明するつもりではいたのですが、資料3の1ページ目をご覧くださいと「支障物件の設置の禁止」という項目が条例第2条の4にございまして、誰もが後退用地に支障物件を置いてはいけないというところがあるのですが、ただし、「区長が杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたときは、この限りではない」というような決まりがありますので、いずれにしろ判断に迷う場合は、こちらの協議会の意見を聞いて、どうするかというところで進めていくような形にはなっているところです。

委 員 それでしたら、前回もそういう議論あったのですけれども、真ん中あたりで両側から消防車両が入って来られると。しかも、地域の人たちが大事にしている木だということで、このただし書きで、当面ということではなくて残すようにしたほうが明確で、地域住民の理解も得やすいのではないかなと、私は思います。

会 長 そうですね。僕も条例で何かそういうのがあったような気がしたので、これを出してくださったのでわかりました。だから、もう明らかに「第2条の4ただし書きに該当するものと認めます」と書いてしまえばいいのですね。それが永続なのかどうなのかというのは、ちょっとまた今後の問題にしておいて。

委 員 「避難上及び通行上支障となる物件」という、「土地に定着する工作物その他の」というところも、ある意味では支障ということなので、その支障の度合いというのが比較的、真ん中なので低いという面もあるわけですよ。前々回、

そういう意見もあったと思いますけれども。

なので、これに該当するというにすると、恐らく区役所のほうも地域の  
方の理解も得やすいし、説明しやすいのではないかなと思います。

会 長           そうですね。もう条例を引用してもらって。というか、2条のただし書きに該  
当と書いてもらえば、区議会のほうも、協議会が何かことさらに「あの桜きれ  
いだから残そう」と言ったのではないよと。ここのそういう特例を、ただし書  
きを認めたのだと、そういたしましょうか。ちょっと文案は工夫していただい  
て。なお書きにしないで済むかもしれませんし。

副参事           補足させていただけますでしょうか。

この条例に関する審議会をやっていただいて、そのときのご意見でも、やは  
り地域のシンボルになる木とかいうものについては、いろいろなご意見ござい  
ました。

その中で、私どもも条例を制定するときに、議会に説明するときも、やはり  
そういう木については、協議会の意見を聞いて判断していくのですよという答  
弁をさせていただいていると。その中で条例ができているということでござい  
ますので、今のようなご意見をつけさせていただければ、協議会の中で現場も  
見て、そういうご意見いただきましたというところで、まとめられると思いま  
す。

会 長           わかりました。では、また文案を考えるということで。

前書きに我々が慎重に現場も拝見させていただいたというのは、ぜひ書いて  
おいてください。

それから、住民からのヒアリングもお願いして、それも参考にしてください。  
前書きのほうでしたね。

候補④についてはいかがでしょうか。久我山の東西、東西より南北のほうが  
大事ではないかというような住民意見も。

委 員           いや、私自身は別に選定に異論があるわけではないのですけれども、この出  
た意見について、区のほうではどんなふうに説明できるのですかという、  
ちょっとご説明いただけると。

狭あい道路整備担当課長   南北についても、そういう状況があるというところではあるのですが、い  
ずれにしろ東西についてを、まず一番にやることで、通行を確保すると。

重点整備路線については、今回1回限りではないので、その状況を見ながら、  
次すぐに南北に手をつけられるかというのは、区全体を見て、またどこからと

いうところがありますので、今回この東西だけで終わるということではないというところ、まずは東西で拡幅をしていって、この久我山の東側には都市計画の広い公園が今後整備されますので、避難地への通行を確保するというところも含めて、まずは東西をやっていきたいという話をしました。

委員 この選定基準で、候補④ですと2、3、4、5、6と結構該当しているのが多いわけなのですけれども、南北だとどうですか。基準的にはやっぱり同じですか。2、3、4、5、6と。

狭あい道路整備担当課長 南北であれば、まず2は該当します。3については、緊急輸送道路に接続する道路ではなくなるので、これは該当しないのと、あと、4についても該当しなくなります。

委員 ちょっと今聞いていて、南北よりもまずは東西やって、次は南北というのは、ちょっと説得力あるのかなと思って聞いていたので、やっぱりこちらのほうが、選定度が高いのですよと説明したほうがいいかなと思ったのです。

副参事 補足すると、あと、住民の方にご説明したときに、東西は延長が長いのですが、南北は延長がそんなに長くないので、今度放射5号線ができますと。放射5号線は広幅員道路ですから。ここのほうを整理することによって、どちらから入れる、どちらから出られますよと。それで緊急輸送道路なり、高井戸公園のほうへ行けますよという説明を差し上げている、と。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 いかがでしょうか、久我山のところ。僕が見た限りだと、何かあと5センチとかそのくらい、大きなお宅なんかではみ出ているので、実際に支障物件とか後退が十分でないとするかどうかというのは、これはもう行政の判断ですね。優先順位の問題もありますし。

それでは、以上のようなことで、特に候補②と③については、かなり組み立て直していただくという前提で、それぞれが該当するというものをつけ加えていただいてということで、よろしゅうございませうか。もちろんやってみなければわからないところは、たくさんありますけれども。

そうしますと、たたき台で「はじめに」というところでは、今の見学をしたこととか、住民の意見も区を通じて聞かせていただいたこと等を書いていただく。

そして「おわりに」では、先ほどご提起いただいた、区内全体とのバランスの中で優先度というお話については、前回までのことでも、できるだけ積極的

に指定路線を増やしていくという大前提はあると。ただし、人員、経費との制限もちろんある中で、どうやるかというところまでご意見いただいたのですけれども。

では、それらの点については、我々のほうで先に書いてしまうよりは、まず、事務局から案を出していただいて。しかし、幾らなんでももうちょっと頑張らなければいかんでしょうという立場が皆さんから出れば、さらに書いていただくというようなことで、後書きのあたりはよろしいでしょうか。

それでは、以上のようなことで、明日以降できるだけ早く送っていただいて、週末に、あるいは遅くとも、来週月曜の朝ぐらいままでにご意見をいただくという方向で、よろしゅうございましょうか。もしそこに届いていなかったら、一応これで良いのだと、判断されたと思っていただくよりしようがないと思うので。

では、ひとつそんなようなことで、お願いできればと思います。

消防、警察の委員さんからもよろしゅうございましょうか。そんな方向でまとめさせていただきます。

高井戸警察署交通課長 よろしくお願ひします。

会 長            どちらにしても送っておいていただいて、またご意見があれば寄せていただく。

副参事            そうですね。先ほどの補足させていただくと、久我山の道路の話も、今、時間規制がかかっていますので、それに対する取り締まりというか、指導というか、そういうところがないよというお電話でしたけれども、あわせて重点整備路線、ある程度整備が進んできた段階では、区の道路行政として、それから、地域のまちづくりをやっている中でも、安全策を講じてほしいという意見をいただいておりますので、例えばカラー舗装とか、イメージハンプとか、そういうところも、また考えていきたいなということを思っております。

会 長            ありがとうございます。

それでは、答申としての内容は、以上のことで素案をつくっていただくということでまとまりました。よろしくのご対応を委員さんにもお願いいたします。

その上で、来週早々に最終案ができたならば、会長に一任していただいて。もう問題はそうないと思いますので、それで、庁内及び議会へのほうへ移っていただくと。

事務局から今の答申そのものについては、何かさらにありますか。

狭あい道路整備担当課長 事務局からは特にございませんので、なるべくこちら早急にご用意させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会 長 そうしますと、議事次第のうちの議事は終わりましたが、報告その他がございますので、これをまた事務局のほうから。多少今までとも関係しますし、もし報告の中でさっきの答申についてということがあれば、また提起していただいて結構です。

資料3ですね。よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 では、資料3に基づいて、ご説明をさせていただきたいと思います。

「支障物件について」ということで、先ほど一度ご覧いただきましたけれども、この年明けの1月1日から、支障物件の設置禁止に関する条例が施行されるというような状況でございます。

それに先立ちまして、12月11日号の区の広報で、支障物件の設置禁止をお知らせするというようなところも考えてございます。

それと、オープンハウスということで、今も行っているところなのですが、条例の内容、それから、特にこの支障物件の設置の禁止を含めてについて、ご説明をしているようなところでは。

年明けについても、パネル展示と説明ということで、場所を設けて区役所のほうでご説明をするというようなことを考えているところでございます。

では、資料の説明になります。「支障物件の設置の禁止」ということで、先ほどご覧いただいたので、少し簡単にさせていただきますが、まず1番、禁止の規定ということで、条例を抜粋してございます。

「何人も、後退用地に支障物件を設置してはならない」ということで、誰でもということになっています。土地を所有しているとか、していないとかということではなく、その「支障物件を『設置』した者」というところになります。

ただし書きで、先ほどお話がありました例外、「特に必要があると認めるときは、この限りではない」ということで、対応していくというようなことで考えております。

続いて、対応の流れにつきましては、2条の5、それから2条の6を抜粋して、そちらを掲載してございます。

次のページに、その具体的な流れをフローでお示しましたので、そちらをご覧いただければと思います。

この中で、黄色いところについてが、この条例で規定されているところ、そ



れと水色の部分が、協議会のほうに関わっていただくところになってございます。

まず「事案発生」ということで、一番上になりますけれども、パトロール等、それから区民からの情報提供により、支障物件が置かれているというような状況が把握されたというところで、まずは現地に行って、それが後退用地にあるものかどうかの判断を行います。

その中で、明らかに後退用地の中にあつて支障物件足るというものであれば、その下「口頭による禁止規定の説明、指導、助言」ということで、進んでいくと。

現地を見た結果、それが除却の実施についてどうかということで、区として疑義が生じた場合につきましては、協議会のほうにご意見を伺うということで、先ほどの区長が認めるものとして、例外として妥当なものであるかどうかということについて、こちらの協議会にお諮りをしたいというところです。

その結果、認める、認めないというところがあると思いますが、答申の結果、支障物件、例外としては認めないということであれば、また助言、指導のほうに入っていくと。

まずは、口頭などによる指導を行いまして、それでもその支障物件が除却されない場合については、条例に規定しております「勧告」をするということですので。「勧告」については文書で行うことにしております。

「勧告」した後、状況が改善されない場合につきましては、区の行政手続条例による「聴聞」という手続を踏まえまして、本条例上の「命令」に移行していくというところです。

この「命令」につきましても、「措置命令書」ということで、文書を交付するというところでございます。

「命令」をした後に、その状況がまた改善されない場合につきましては、今度は「公表」する手続に入っていくのですけれども、その前段として、相手方に意見を述べて、証拠を示す機会を付与するというところで、条例に規定されております。

それを踏まえまして、また「公表」することの可否について、協議会にお諮りするという流れです。

「公表」の内容につきましては、そちら「公表」の脇に書いてあるところですが、第5条の4に違反した者の住所、それから氏名、それと違反の内容を、

インターネット、その他、区長が指定する場所における閲覧ということで、ホームページ等の掲載と、あとは、窓口などによるその閲覧というようなことで、公表するような形になります。

その「公表」をもってしても状況が改善されない場合は、最終的な手段として、行政代執行ということになりますけれども、その際も代執行するべきかどうかについては、こちらの協議会にお諮りをして、その判断を仰ぐというところになってございます。

流れとしては、以上のようなものになります。

最後のページ、3枚目ですけれども、では、支障物件というのは具体的にどのようなものかということですが、第2条のほうに定義がございまして。「土地に定着する工作物その他の避難上及び通行上支障となる物件」と。ただし、「容易に移動させることができるもの」、それから、建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び建築基準法第44条第1項に規定する擁壁を除くということで、いわゆる建築物については除きますよということになっています。

具体的な例として、下の絵をご覧くださいと、これまで何回かお話をさせていただいているのですが、容易に移動できないものということで、花壇ですとかプランター、それから自動販売機、後退用地に置かれている、これらのもの。

その他に自動車ですとか、先ほどもお話がありました樹木ですとか、物置といったもの。

「対象とならないもの」ということで、容易に移動できるものについては、支障物件の対象とはならないということになっておりますので、植木鉢の小さいもの、それから簡易的な看板、置き型の車止めということで、地面に固定されていないもの、移動が可能なもの。それから、自転車ですとか粗大ごみについては、容易に移動できるものなので、対象とはしていません。

それから塀、門扉、擁壁については、いわゆる建物になるので、これも対象にはしていません。

それと、隅切り部分に置かれたものということで、東京都の建築安全条例で隅切りを設置することになっておりまして、その中で、その隅切り部分にはものを置いてはならないということになっておりますので、本条例、私どもの条例の中では、特に支障物件としてはしていません。

それから、電柱については公共性が高いため、対象とはしていませんけれども、当然通行の支障にはなりますので、そちらについては事業者に移設の依頼

をしているところです。

それと、最後になります。判断を要するというので、支障物件かどうかの判断が迷う場合については、協議会の意見を聞いてどうするかを決めるということになります。そちらについては、1つ1つについては容易に移動できるものだけでも、それが大量に置かれた場合はどうかということで、植木鉢1個1個小さいものでも、それが大量に置かれた場合は、なかなか容易には動かすことができないであろうというところがあります。

それと、先ほどの桜のお話ですけれども、保護樹木ですとか、地域のシンボルになっている樹木、先ほどの説明会で、地域の方からは「切らないでほしい」というお話もあつたりというところもありますので、そういったような形で、地域のシンボルになっているような樹木、そちらについては、こちらの協議会の意見を聞いて、区として最終的に判断するというところになってございます。

支障物件については、基本的にその関係する法律等で、除却等すべきものであるものについては、本条例の対象にはしていない。別の法律、条例などで対応できないものについて、この条例で対応していこうというような考えが、基本的なところにあるというところがございます。

資料の説明については、以上になります。

会 長

ありがとうございました。

これは審議事項ではございませんけれども、どうぞご質問あればお願いしたいと思います。

狭あい道路整備担当課長 今、お配りしたこの資料については、オープンハウスとこちらでは言っているのですが、場所をある程度、会議室等を取りまして、そこでパネル展示と、あと個別相談会というようなことで、具体的なお話を、それぞれ来た方にお話をさせていただいているような状況です。こちらの資料については、その場でお配りしている条例の改正の内容について、ご紹介しているものになります。

このような形で、この10月末からまた明日、明後日にありますけれども、全4回、この期間では開催をします。その他に12月11日号の広報で、支障物件の設置の禁止が始まるというお知らせと、あと1月初めには、区役所のほうでオープンハウスというような形で、またパネル展示等をするというようなことで予定しているところです。

会 長 ありがとうございます。何かございましょうか。

この支障物件の定義というのは、規則でもなくて、いわば担当部署としての、ある種の持っている資料という理解でよかったです。つまり、このままの形で公表したりはしていない。

狭あい道路整備担当課長 こちらの花壇、プランター、自動販売機などというところについては、実際に広報に載っているものです。

委 員 オープンハウスはこの11月までで、その後はまた順次やっていくのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。1月初めに区役所のほうで、1月1日から支障物件の設置の禁止が始まりますので、その辺も含めてお話をするような形です。

あとその後、必要に応じて行うということと、防災に関するイベントなどがありましたら、そういうところにも展示などしまして、住民の方に説明をしているような状況です。

会 長 ほかに何か、今の報告に関してございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第にあるものは全て終わったわけでございますけれども、閉会の前に事務局のほうから。

狭あい道路整備担当課長 本日はありがとうございます。

それで、次回以降の予定でございますけれども、先ほどからお話しさせていただいているように、答申につきましては、会長のほうに取りまとめに関わっていただきまして、皆さんのほうに個別で確認をいただくというような形で、進めさせていただきたいと思っております。

それと、最終的に答申につきましては、区のほうにご提出いただくような形になりますけれども、そちらにつきましても、できましたら会長のほうにお任せいただければと思っております。

会 長 では、何かついでがあるときに、と言ったって、そんなに時間ないけれども。やっぱり渡したほうがいいわけですね。

狭あい道路整備担当課長 日程については、また調整をさせていただきたいと思っておりますけれども。

会 長 そうですね。

わかりました。では、それはお引き受けします。

狭あい道路整備担当課長 近々に協議会を開くということは、今のところ考えてございません。こちらとして考えてございますのは、年度末の3月に、これまでの取り組みのまとめ、それから、1月1日からの支障物件の設置の禁止についての状況につ

いて、ご説明をさせていただければと思っております。

日程調整については、また年明けになるかと思えますけれども、こちらからご連絡をさせていただくような形になりますので、よろしく願いいたします。

会 長

では、年度内にもう一度まとめというか、来年度につなぐ協議会を開きたいと思っておりますので、よろしく願いします。

その他、各委員さんから何かございますか。

では、これで閉会とさせていただきます。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

— 了 —